

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめ広く信頼に応えるため、透明性の高い、より効率的な経営体制の確立に向けて、コーポレートガバナンスの強化・充実に努めていくことを、基本方針としております。
経営理念である「食生活の未来を創造する企業へ」を継続的に具現化し、さらに、株主様、従業員、取引先様など全てのステークホルダーに対する満足度を高め、将来にわたって貢献していくため、コーポレート・ガバナンスを重要課題のひとつと認識し、その取り組みを行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社佐藤総合企画	4,093,211	13.75
株式会社SBI証券	808,200	2.71
株式会社ラックランド	677,896	2.27
みずほ証券株式会社	528,500	1.77
日本証券金融株式会社	398,100	1.33
田籠 鶴己	310,000	1.04
テンプスタッフフォーラム株式会社	300,000	1.00
井関 清	257,200	0.86
立花証券株式会社	211,100	0.70
徳原 榮輔	204,900	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

上記【大株主の状況】については、平成27年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載をしておりますが、平成28年2月18日付けで、上記記載の主要株主である有限会社佐藤総合企画から、保有する株式の全てを東洋商事株式会社に売却した旨の連絡があり、有限会社佐藤総合企画が主要株主ではなくなり、東洋商事株式会社が新たに主要株主となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ
決算期 12 月
業種 小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 5 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西澤 淳	他の会社の出身者							○				
檜垣 周作	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西澤 淳	○	西澤淳氏は、当社の主要株主である東洋商事株式会社において、平成23年4月に同社の取締役に就任し、平成24年3月に同社の代表取締役に就任しております。	外食産業における豊富な経験および幅広い見識を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
檜垣 周作	○	――	外食産業における豊富な経験および幅広い見識を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 6 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は監査計画等について提案を受け参考にして意見交換を行い、四半期ごとに会計監査人として財務諸表の監査を実施した監査実施報告書及びレビュー報告書において報告を受けております。また会計監査人の職務の遂行に関する説明や、監査の品質管理についても説明を受けて確認しております。

本決算時に監査役は会計監査人の子会社往査や実施棚卸の実査に立ち会うなどのほか、監査実施結果についても監査覚書において詳細な監査講評を聴取し意見交換を行ない緊密に情報連携をとり、合理的な監査を実施しております。

常勤監査役と内部監査室は、監査の相互補完の観点から、随時、意見、情報交換を行い、連携を密にすることで監査機能を高めています。

金融商品取引法の改正に伴い、内部統制システム構築、整備をし、全社統制及び各業務プロセスについて、文書化(業務記述書、業務フロー、RCM)し、整備したその運用状況等の評価を内部監査室が行い、情報交換を交えながら体制整備を進めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾崎 富彦	他の会社の出身者													
村田 聡	他の会社の出身者									○				
齊藤 隆光	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎 富彦		他の会社の出身者	外食・小売業界での豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断したため。 当該監査役と当社との間には役員報酬を除いた特別な利害関係を有しておらず一般株主に対して不利益とならない公平、公正な業務遂行を行います。
村田 聡	○	村田聡氏は、当社の主要株主である東洋商事株式会社において、平成18年11月に同社の取締役に就任しております。	企業経営に関する豊富な経験や見識を活かして、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断したため。 当該監査役と当社との間には役員報酬を除いた特別な利害関係を有しておらず一般株主に対して不利益とならない公平、公正な業務遂行を行います。
齊藤 隆光	○	他の会社の出身者	企業経営に関する豊富な経験や見識を活かして、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと判断したため。 当該監査役と当社との間には役員報酬を除いた特別な利害関係を有しておらず一般株主に対して不利益とならない公平、公正な業務遂行を行います。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	更新

前年度の会社業績（営業利益高）を、報酬テーブルに当てはめ報酬を決定しております。

平成24年8月14日開催の取締役会において、当社及び、当社子会社の取締役、監査役および従業員ならびに当社加盟店事業主に対し、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値向上に資することを目的として、新株予約権を発行することを決議いたしました。が、「新株予約権の行使の条件」に抵触したため、当該新株予約権の全てが消滅いたしました。

平成25年11月8日開催の取締役会において、新たに代表取締役社長に就任するものに対して、より積極的に中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を図るため、その意欲及び士気を向上させ株主との利害共有化を図ることを目的として、有償にて新株予約権を発行することを決議しましたが「新株予約権の行使の条件」に抵触したため、当該新株予約権の全てが消滅いたしました。

平成26年11月14日開催の取締役会において、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントを高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）及び従業員に対し、新株予約券を発行することを決議しましたが「新株予約券の行使の条件」に抵触したため、当該新株予約券の全てが消滅いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社業績や役位などをもとにして月額基準を定めた内規を作成し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

サポートは経営企画部が担当しており、取締役会全般にわたる事務手続きを行っております。
また各種経営情報の適宜報告を行い、取締役の業務遂行が円滑に行われるよう配慮しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は経営の執行と監査機能の分離に配慮した取締役会を運営し、取締役会における経営判断の適正性、適法性を監視する機能として監査役制度を採用しております。

会社の機関としましては、取締役会、監査役会、経営会議及び事業会議があり、取締役会は重要な経営方針の意思決定機関及び業務執行の監督機関として、監査役会は取締役の業務遂行の監査機関として、経営会議及び事業会議は業務執行機関として、各会の機能を分離することで責任の明確化と迅速な意思決定を行っております。

1) 業務執行、監査・監督について

取締役5名で、取締役会は、原則月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、監査役が出席して取締役の業務執行の適正性を監視しております。

監査役は3名で、原則月1回、監査役会の開催を行い、取締役の業務執行状況の監査を行っております。経営会議は、代表取締役社長、取締役、関係部門長等で構成されており、具体的方針の決定を行っております。事業会議は代表取締役社長、取締役、関係部門長等で構成されており、各部門及び子会社の業務遂行のレビューを行っております。

2) 報酬決定について

取締役会において、報酬テーブルに従い、役員報酬を決定しております。

3) 会計監査人の状況

当社は、赤坂・海生公認会計士共同事務所と監査契約を結び、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。その過程で会計上の課題については、協議しております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名は以下の通りです。

公認会計士 赤坂 満秋 継続監査年数 1年未満
公認会計士 海生 裕明 継続監査年数 1年未満

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による経営管理、経営会議及び事業会議による業務遂行管理、方針管理・予算統制等の内部統制システムを整備・運営しております。

また、監査役会による取締役の業務執行監査のほか、内部監査室が内部統制監査を実施しており当社の企業規模から経営監視機能は十分に図られていると考え、現在のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

電磁的方法による議決権の行使

下記のウェブサイトを利用する事で、インターネットにより議決権行使が可能となります。
議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www54.net>

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

URL <http://www.kozosushi.co.jp/ir> IRリリース、決算短針、株主通信、
決算広告の掲載

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画部が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

【内部統制システム構築に関する基本方針について】

基本方針

当社は、経営理念「食生活の未来を創造する企業へ」および行動指針「私たちはいつも”安全・安心・健康”を決められたルールの下に表現し、笑顔と活気を添えて、美味しい商品販売します」に適った企業活動を通じ、企業倫理の徹底と合理的且つ効率的で透明性の高い経営姿勢を貫き、企業価値を高め、社会から信頼と尊敬される企業として定款的かつ持続的発展をめざします。

内部統制システムの整備・運用を経営の重要課題として認識し、全社活動として取組み、内部統制体制として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、内部統制全般に係るマネジメントシステムの継続的改善を図り、会社法および金融商品取引法等に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備します。当社は、社会の変化に対応し内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとします。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 当社ではコンプライアンスを経営の重要課題と位置づけております。

その徹底のため、「経営理念」「行動指針」等を記載した冊子を全社員に配布し、コンプライアンス意識向上を図っております。

また、取締役、監査役および幹部従業員のコンプライアンス意識向上を目的として、外部講師による研修を定期的の実施しております。

2) 社長を委員長とし、担当取締役・各部長・子会社取締役を構成員、常勤監査役および当社社外監査役をオブザーバーとする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、その事務局を内部監査室として、コンプライアンス体制の整備・充実に努めております。

3) 内部通報制度（ヘルプライン）については、「株式会社小僧寿しヘルプライン運用規程」を定め、内部通報者の保護を徹底し、社内における内部通報制度を確立しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」の定めに従い、文書または電磁的媒体に記録し保存するとともに、取締役および監査役が、必要な情報を速やかに入手できる体制を維持します。また、情報の管理については「情報セキュリティ規程」「情報システム業務管理規程」等により対応しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、全社的リスクの把握・対応方法を審議しているほか、部門毎には各部門長がコンプライアンス・リスク管理責任者として当該部門のリスクにあたることとします。

2) 大規模な自然災害等甚大な被害が予想される事態が発生した場合は「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする危機対策本部を設置し危機に即応する体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じ適宜随時開催し、経営戦略の指針決定と業務執行の監督を行っております。

2) 経営戦略上の重要案件を十分に審議するため、担当取締役と関係部門長で構成する経営会議を、原則月1回開催しております。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は関係会社管理規程に基づき、対象となる子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしております。取締役は、子会社において、不正の行為または法令および当該子会社の定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長および取締役会に報告し、あわせて遅滞なく監査役に報告しております。

2) 子会社において、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実が発見された場合、その内容は速やかに当社コンプライアンス・リスク管理委員会またはその事務局である当社内部監査室に報告しております。同委員会は、直ちに代表取締役社長ならびに監査役にこれを報告しております。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力排除に向け、取締役およびその他の使用人の行動基準を明示した「企業行動憲章」において「社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨む」ことを掲げ、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針としており、総務人事部を対応統括部署とし、平素より顧問弁護士等の外部専門機関等との連携を密にするとともに、緊急時における社内通報体制の整備に努めます。さらに、総務人事部が中心となって社内への注意喚起や研修等の場を通じて反社会的勢力排除に向けた啓発活動を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役から職務遂行を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、これに対処するとともに、当該監査役スタッフの業務執行者からの独立性に留意しております。

(8) 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

1) 監査役が取締役会、その他重要な会議に出席できることを各規程により定めています。監査役は、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員にその説明を求めています。

2) 役員・社員および内部監査部門で得た情報は必要に応じ監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力します。なお、社長は、定期的に社長・監査役ミーティングを開催し、業務の執行状況について監査役に報告しております。また、取締役、部門長および子会社社長は、毎年監査役に対し速やかに、業務執行状況報告を行っております。さらに、取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告しております。その他、監査役は必要に応じ、いつでも役員・社員に報告を求めることができることとなっております。

3) 全社的な内部統制における、業務プロセスに係る内部統制不備への対応・欠陥の是正、報告書の作成や「内部監査状況・結果」「法令・定款違反」「内部通報の状況」等必要に応じ監査役に報告します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換し、また、内部監査室との連携を図り効果的な監査業務の遂行に努めております。

2) 監査役は、必要に応じ会計監査人および外部法律事務所などと意見および情報交換を行い、効率的効果的な監査を行える体制を確保するものとしております。

3) 常勤監査役を議決システムにおける確認者と位置づけ、議決内容を申請中の段階で閲覧可能な状況とすることで、最終決裁の前段階での監視や不正防止が可能な体制を構築しております。

(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

1) 当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備・構築し、その有効性の評価を行い、不備を発見した場合には速やかに是正改善する体制で運用しております。

2) 財務報告に係る内部統制システムの整備および運用状況は、内部統制システムに精通した担当者が評価するとともに、内部監査部門によって、内部統制の評価に係る業務運営の適正性を検証する体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本方針につきましては上記の「内部統制システム整備に関する基本方針」に記載の通りであります。

また、社内規定である「企業倫理規程」「社外交流規程」等において反社会的勢力に対し、毅然とした態度で拒絶することを明文化しており、組織的に対応するとともに、最大限に警察や法律家の支援を得て対応いたします。取引においては契約条文中に反社会的勢力排除条項を設けており、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、株主、投資家の皆様に対して、適時、適正であり透明性、公平性を基本とした情報開示を行うことを、適時開示に係る基本方針としております。

開示判断基準といたしましては、金融商品取引法の諸法令や東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」に則って行うほか、投資家判断に影響を与えると判断した場合には、積極的に情報開示をするように努めております。

2. 適時開示に係る責任者及び担当部署

当社における会社情報の適時開示は、情報開示責任者のもと、経営企画部が担当部署として開示業務にあたっております。また、決算（四半期を含む）に関する情報につきましては、財務・経理部との連携をとり、内容、時間ともに適切な開示に努めております。

また、開示情報に対する社内管理は、内部情報管理規程に従って厳重な管理をしております。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

1) 決定事実、発生事実

重要な決定事実、発生事実に関しましては、東京証券取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」に従い、情報開示責任者を中心に所管部署及び管理本部の間で、開示の必要性と内容について検討し、開示が必要な場合には決議機関である取締役会に付議しております。毎月開催の各部門会議、毎月1回開催の定例取締役会及び必要に応じて行われる臨時取締役会に付議された内容を、十分に審議した上で決定し、遅滞なく経営企画部による開示、プレスリリース、ホームページへの掲載による開示を行っております。

子会社に関しましては、月1回以上の経営会議の開催に加え、経営上の重要な事項に関しては、逐次報告を受けており、決算情報、決定・発生事実などについて連絡体制を構築しております。

2) 決算情報

決算（四半期を含む）に関する情報につきましては、財務・経理部が決算財務数値を作成し、監査法人による監査を受けた後、取締役会において承認し、決算情報を遅滞なく開示しております。TDnetによる開示、プレスリリース、ホームページへの掲載は経営企画部が担当しております。